

「給付関連業務（施設型給付費や補助金等）の調査・分析業務委託」 に係る質問及び回答

番号	質問	回答
1	業務責任者及び業務従事者に関して、責任者は自社にて直接雇用するが、従事者を協力会社（第三者）に委託することは可能でしょうか。	<p>「別紙5 契約書案」の第5条のとおり、原則再委託は禁止です。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。</p> <p>再委託承認の判断については、一つとして、再委託を行うことに合理的な理由、例えば、再委託の相手方が再委託契約を履行する能力を有する者であって、委託契約のより確実な履行確保が期待できるなどの理由があることなどを想定しております。</p>
2	業務マニュアルは、受託者が作成とありますが、工程表にある業務を実施するために作成するということでしょうか。	工程表の業務（表の項目「大分類」）を実施するために必要なマニュアルを作成することになります。
3	業務責任者に求める要件ですが、当該業務の経験は必要でしょうか。	<p>仕様書6(3)アのとおり、当該業務に係る直接のご経験を有していなくても構いませんが、自治体等における委託業務を集約した事務センターの管理・運營業務等の経験が必要です。</p> <p>例えば、当該業務を集約した事務センターのほか、幼児教育・保育の無償化に伴う事務を集約した事務センター、総務事務を集約した、いわゆる総務事務センターなどにおけるご経験を必要としているところです。</p>

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進担当課給付係

TEL 011-211-3027

電子メール kyufuhi@city.sapporo.jp